

# 滋賀文教短期大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広い教養を基盤として文学特に国語、国文学並びに初等教育に関する実際に則した専門的な技術と教養を積み重ねることを目的として、将来文化国家人類の福祉に貢献し得る優良な社会人を育成することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施する。

2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国 文 学 科	50人	100人
子ども学 科	50人	100人

2 前項の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第5にこれを定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日、授業期間)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 5月2日

春期休業日 3月20日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月30日まで

冬期休業日 12月25日から1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

#### 第4章 入学、退学及び休学

（入学の時期）

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

（入学資格）

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学）

第14条 本学に転学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに年数については学長が、教授会に意見を求め、これを参考に決定する。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を3カ月以上怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第20条 前条第3号により除籍された者が、復籍を願い出た場合は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に復籍を許可することができる。

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか司書及び司書教諭に関する科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第2のとおりとする。

第23条 前2条に定めるもののほか国文学科の専門科目に外国人留学生に関する科目を置くことができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつ

て構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間又は60時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 授業科目の出席時数が、開講時数の3分の2未満の者については、原則として単位認定を行わない。ただし、資格取得要件等において、別に出席時数に定めがある場合は、単位認定に必要な出席時数を別に定める。

3 公欠及び忌引きの期間は出席時数に含める。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可(S、A、B、C、D等)をもって表し、可(C等)以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定めるところにより63単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目については、国文学科は13単位以上を、子ども学科は13単位以上を修得するものとする。
- (2) 専門科目については、国文学科は50単位以上を、子ども学科は50単位以上を修得するものとする。

2 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第52条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業)

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に卒業を認定する。

(学位)

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科 名	資格及び免許状の種類
国 文 学 科	司書資格、認定絵本土、実践キャリア実務士

## キャンプインストラクター資格

子ども学科

小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状  
保育士資格、司書教諭資格  
キャンプインストラクター資格

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法および同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 司書の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、図書館法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、学校図書館法に基づき司書教諭講習規程に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 保育士の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法及び同施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 認定絵本土の称号を得ようとする者は、国立青少年教育振興機構に事務局を置く、絵本専門士委員会が定める「認定絵本土養成講座カリキュラムに関するガイドライン」に基づき、本学が開講する科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、一般財団法人全国大学実務教育協会が定める実践キャリア実務士資格認定規程に基づき、本学が定める科目及び単位を修得し、資格到達目標を達成しなければならない。
- 8 キャンプインストラクター資格を取得しようとする者は、次の条件を満たす必要がある。
  - ① 公益社団法人日本キャンプ協会が定めるカリキュラムに基づき、本学が定める科目及び単位を修得すること。
  - ② 公益社団法人日本キャンプ協会が定めるカリキュラムに基づき、本学が実施する養成プログラムの受講を完了すること。
  - ③ 公益社団法人日本キャンプ協会が指定する最終試験に合格すること。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び本項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第7章 検定料、入学料、授業料

### (検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料、授業料、教育充実費の金額は別表第4に定める。

- 2 学校法人松翠学園併設高等学校及び外国人留学生規程第3条に該当する者の入学者の検定料、入学料、授業料、教育充実費の金額は別に定める。

### (授業料等の納入期)

第35条 授業料等は年額の2分の1を次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。

春学期 納期 4月1日から4月15日

秋学期 納期 10月1日から10月15日

### (退学、停学及び休学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 3 休学期間中の授業料等は免除する。ただし、別途在籍料を徴収する。

### (学年の途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで授業料を納付するものとする。

### (納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

## 第8章 教職員組織

### (職員組織)

第39条 本学には学長、教授、准教授、助教、助手、事務局長、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 本学には、前項のほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成と審議事項)

第41条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって組織する。

2 学長は、必要に応じて、他の教職員を教授会に加えることができる。

3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長及び学科長その他の委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第44条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第45条 他の機関より本学において履修する者を委託する願いがあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に表彰する。

(罰則)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 公開講座

(公開講座)

第49条 本学には公開講座を開設することができる。

## 第13章 図書館

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は、別に定める。

## 第14章 厚生施設

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定は、別に定める。

## 第15章 授業の方法

(授業の方法)

第52条 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用によって行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得することができる単位数は、30単位を超えないものとする。

## 附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和61年4月1日から施行する。

なお、第3条に規定する学生定員は、平成9年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成8年度		平成9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国 文 科	80	120	80	160	40	120
初等教育科	50	100	50	100	50	100
計	130	220	130	260	90	220

附 則

この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。

(ただし、入学検定料については、平成3年度入学検定より適用する)

附 則

この変更学則は、平成5年4月1日から施行する。

(ただし、第32条の授業料については、平成6年度入学生より適用する)

附 則

この変更学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成8年4月1日から施行する。

(ただし、第32条の校費については、平成8年度入学生より適用する)

附 則

この変更学則は、平成9年4月1日から施行する。

(ただし、第32条の授業料については、平成9年度入学生より適用する)

なお、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成9年度		平成10年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国 文 科	60	140	60	120	40	100
初等教育科	50	100	50	100	50	100
計	110	240	110	220	90	200

附 則

この変更学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成12年4月1日から施行する。

なお、第3条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国 文 科	60	120	60	120	40	100
初等教育科	50	100	50	100	50	100

計	110	220	110	220	90	200
---	-----	-----	-----	-----	----	-----

附 則

この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成14年4月1日から施行する。

(ただし、第32条の授業料については、平成14年度入学生より適用する)

附 則

この変更学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成17年12月1日より施行する。

附 則

この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。

(ただし、別表第1(第19条第1項関係)の「日本文化理解Ⅰ」、「日本文化理解Ⅱ」の授業科目は、平成21年度入学生より適用する。)

附 則

この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。

(ただし、平成22年度入学生までは、改正前の学則を適用する。第23条は平成21年度秋学期入学生より適用する。)

附 則

この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、第34条に規定する検定料等の金額（教育充実費）については、平成30年度入学生より適用する。

附 則

この変更学則は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この変更学則は、平成31年4月1日から施行する。

（ただし、平成30年度入学生までは、改正前の学則を適用する。）

附 則

この変更学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この変更学則は、令和3年11月17日から施行する。

ただし、第34条に規定する検定料等の金額（授業料）については、令和5年度入学生より適用する。

なお、令和4年度以前の入学生については、下表を適用する。

(単位：円)

項 目	学 科	金 額
検 定 料	国 文 学 科 ・ 子 ど も 学 科	30,000
入 学 料	国 文 学 科 ・ 子 ど も 学 科	220,000
授 業 料 (年 額)	国 文 学 科	540,000
授 業 料 (年 額)	子 ど も 学 科	560,000
教育充実費 (年 額)	国 文 学 科 ・ 子 ど も 学 科	380,000

附 則

この変更学則は、令和4年4月1日から施行する。

（ただし、令和3年度入学生までは、改正前の学則を適用する。）

附 則

この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年度以前の入学生については、改正前の学則を適用する。ただし、第25条、第30条及び別表第5（第4条関係）については、令和4年度入学生より適用する。）

ただし、第34条別表第4は、令和6年度入学生より適用する。

別表第1（第21条第1項関係）

（1）教養科目

授業科目	単位数		時間数	備考
	必修	選択		
基礎力プログラムⅠ（初年次教育）	1		30	
基礎力プログラムⅡ	1		30	
基礎力プログラムⅢ	1		30	国文学科開設
基礎力プログラムⅣ	1		30	国文学科開設
健康とスポーツ		2	60	子ども学科開設 （講義15時間、 実技45時間）
ストレスマネジメント		2	30	国文学科開設
自然と環境		2	30	
役立つ文章表現		2	30	子ども学科開設
日本国憲法		2	30	子ども学科開設
英語コミュニケーションⅠ		1	30	
英語コミュニケーションⅡ		1	30	
情報リテラシーの基礎		2	30	国文学科開設
情報リテラシーの応用		2	30	国文学科開設
情報リテラシー		2	30	子ども学科開設
シティズンシップ論	2		30	国文学科開設
シティズンシップ論		2	30	子ども学科開設
ビジネスマナー		2	30	国文学科開設
キャリアデザイン	2		30	
ボランティア		2	30	国文学科開設
児童文学		2	30	子ども学科開設

（2）専門科目

授業科目	単位数		時間数	備考
	必修	選択		

国 文 学 科	専 門 科 目	日本文学史	2		30		
		日本史概論	2		30		
		古典文学講読Ⅰ		2	30		
		古典文学講読Ⅱ		2	30		
		近現代文学講読Ⅰ		2	30		
		近現代文学講読Ⅱ		2	30		
		文学と社会		2	30		
		文学と地域		2	30		
		ジェンダーと文学		2	30		
		映像文化論		2	30		
		メディア文化論		2	30		
		現代文化論		2	30		
		異文化理解		2	30		
		地域の歴史と民俗文化		2	30		
		子どもと文学		2	30		
		子どもの心理学		2	30		
		文章表現	2		30		
		日本語学	2	2	30		
		書道Ⅰ		2	30		
		書道Ⅱ		2	30		
		書道Ⅲ		2	30		
		書道Ⅳ			30		
		基礎ゼミ	2		30		
		ゼミⅠ	2		30		
		ゼミⅡ	2		30		
		インターンシップ		2	30		
		絵本の世界Ⅰ		2	30		
		絵本の世界Ⅱ		2	30		
	専 門 科 目 の 資 格 に 関 す る	専 門 科 目 ／ 司 書	生涯学習概論		2	30	※
			図書館概論		2	30	※
児童サービス論				2	30	※	
図書・図書館史				2	30	※	

備考

※は、別表第2「1 司書の資格に関する科目」にも含む。

子 ど も 学 科	教 科 及 び 教 科 の 指 導	国語科概論		2	30	
		社会科概論		2	30	
		算数科概論		2	30	
		理科概論		2	30	
		生活科概論		2	30	
		家庭科概論		2	30	

法に 関 す る 科 目 ／ 領 域 及 び 保 育 内 容 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	英語科概論		2	30	
	器楽入門	1		30	
	音楽Ⅰ（器楽）	1		30	
	音楽Ⅱ（音楽表現法）		1	30	
	音楽Ⅲ		1	30	
	図画工作Ⅰ	1		30	
	図画工作Ⅱ		1	30	
	体育Ⅰ		1	30	
	国語科教育法		2	30	
	社会科教育法		2	30	
	算数科教育法		2	30	
	理科教育法		2	30	
	生活科教育法		2	30	
	家庭科教育法		2	30	
	音楽科教育法		2	30	
	図画工作科教育法		2	30	
	体育科教育法		2	30	
	英語科教育法		2	30	
	教育情報処理		2	30	
	保育内容総論		2	30	
	保育内容（健康）		2	30	
	保育内容（人間関係）		2	30	
	保育内容（環境）		2	30	
	保育内容（言葉）		1	30	
保育内容（表現）		1	30		
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	教職概論	2		30	
	教育原理	2		30	
	発達心理学		2	30	
	特別支援教育		2	30	
	教育制度論		2	30	
	教育課程論		2	30	
	道徳の理論と指導法		2	30	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	30	
	教育方法・技術論		2	30	
	教育とICT活用		1	15	
	生徒指導及び進路指導論		2	30	
	幼児理解と援助		2	30	
	教育相談		2	30	
	教職実践演習（幼・小）		2	30	
	教育実習指導（小）		1	45	
	教育実習指導（幼）		1	45	
教育実習（小）		4	120		
教育実習（幼）		4	120		
教育実習Ⅱ		2	80		

	人権教育	2		30	
保 育 に 関 す る 専 門 科 目	社会福祉	2		30	
	カンセリング・マインド®研究		2	30	
	保育原理	2		30	
	保育者論		2	30	
	子どもの食と栄養		2	30	
	障害児保育		2	30	
	保育実習指導Ⅰ		1	30	
	保育実習指導Ⅱ		1	30	
	施設実習指導		1	30	
	保育実習Ⅰ		2	80	
	施設実習		2	80	
	保育実習Ⅱ		2	80	
	保育実践演習		2	30	
	保育の計画と評価		2	30	
	子ども家庭支援の心理学		2	30	
	子育て支援		1	30	
	子ども家庭福祉		2	30	
	社会的養護Ⅰ		2	30	
	社会的養護Ⅱ		1	30	
	子どもの理解と援助		1	30	
	子どもの保健		2	30	
	子どもの健康と安全		1	30	
	子ども家庭支援論		2	30	
	乳児保育Ⅰ		2	30	
	乳児保育Ⅱ		1	30	
	幼児と健康		1	15	
	幼児と人間関係		1	15	
	幼児と環境		1	15	
	幼児と言葉		1	15	
	幼児と身体表現		1	15	
幼児と音楽表現		1	15		
幼児と造形表現		1	15		

別表第2（第22条第2項関係）

1 司書の資格に関する科目

授業科目	単位数		時間数	備考
	必修	選択		
生涯学習概論		2	30	※
図書館概論		2	30	※
図書館制度・経営論		2	30	
図書館情報技術論		2	30	
図書館サービス概論		2	30	
情報サービス論		2	30	
児童サービス論		2	30	※
情報サービス演習Ⅰ		1	30	
情報サービス演習Ⅱ		1	30	
図書館情報資源論		2	30	
情報資源組織論		2	30	
情報資源組織演習Ⅰ		1	30	
情報資源組織演習Ⅱ		1	30	
図書・図書館史		2	30	※
図書館施設論		2	30	

備考

※は、別表第1（2）専門科目にも含む。

2 司書教諭の資格に関する科目

授業科目	単位数		時間数	備考
	必修	選択		
学校経営と学校図書館		2	30	
学校図書館メディアの構成		2	30	
学習指導と学校図書館		2	30	
読書と豊かな人間性		2	30	
情報メディアの活用		2	30	

別表第3 (第23条関係)

授業科目		単位数		時間数	備考
		必修	選択		
日本語能力科目	日本語Ⅰ(総合) 1	2		30	
	日本語Ⅰ(総合) 2	2		30	
	日本語Ⅰ(総合) 3	2		30	
	日本語Ⅰ(総合) 4	2		30	
	日本語Ⅱ(会話) 1	2		30	
	日本語Ⅱ(会話) 2	2		30	
	日本語Ⅲ(文法) 1	2		30	
	日本語Ⅲ(文法) 2	2		30	
	日本語Ⅲ(文法) 3	2		30	
	日本語Ⅳ(聴解) 1	2		30	
	日本語Ⅳ(聴解) 2	2		30	
	日本語Ⅴ(読解) 1	2		30	
	日本語Ⅴ(読解) 2	2		30	
	日本語Ⅴ(読解) 3	2		30	
	日本語Ⅵ(作文) 1	2		30	
	日本語Ⅵ(作文) 2	2		30	
日本事情科目	日本理解Ⅰ	2		30	
	日本理解Ⅱ	2		30	

## 備考

外国人留学生の教育課程にあつては、教養科目「キャリアデザイン」、国文学科専門科目「ゼミⅠ」「ゼミⅡ」は開設しないものとする。

別表第4（第34条関係）

検定料、入学料、授業料、教育充実費

（単位、円）

項 目	学 科	金 額
検 定 料	国文学科・子ども学科	30,000
入 学 料	国文学科・子ども学科	220,000
授 業 料 (年 額)	国 文 学 科	600,000
授 業 料 (年 額)	子 ど も 学 科	620,000
教育充実費 (年 額)	国文学科・子ども学科	420,000

なお、検定料、入学料は、次の入学者の選考については、下表のとおりとする。

（単位、円）

項 目	学 科	金 額
検定料（法人内指定校推薦入試）	学 科 共 通	免除
検定料（学校推薦型選抜指定校型）	学 科 共 通	免除
検定料（全入試区分再受験者）	学 科 共 通	免除
入学料（法人内指定校推薦入試）	学 科 共 通	免除
入学料（社会人入試の本学卒業生）	学 科 共 通	100,000
入学料（家族在学特典）	学 科 共 通	100,000

## 別表第5（第4条関係）

### 滋賀文教短期大学 3つのポリシー

#### 【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】

「学位授与の方針」とは、卒業までにどのような能力や態度を身につければ、卒業を認定し学位を授与するのかという方針を定めたものです。

滋賀文教短期大学は、建学の精神に基づく本学の教育及び短期大学士課程教育を通して、次の学修成果を身につけている学生に学位を授与します。

- ① 建学の精神に則り、倫理観を身に付け、社会に貢献することができる
- ② 教育課程で身につけた知識・技能等を総合的に活用することができる
- ③ 生涯学び続けようとする姿勢を身に付けている

#### 【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

「教育課程編成・実施の方針」とは、「学位授与の方針」を達成するために、どのようなカリキュラムを編成し、実施していくのかという方針を定めたものです。

滋賀文教短期大学は、学生が学位授与の方針に示されている要件を達成できるように、次の方針に基づきカリキュラムを編成します。

- ① 社会生活を営むうえで必要となる広い教養を身につけるために、教養科目を設置する
- ② 各学科の教育目的・目標に則した専門的な技術・知識を身につけるために、専門科目を設置する
- ③ 学修に関する基礎的な知識や態度などを身につけるために、初年次教育科目を1年次春学期の必修科目とする

#### 【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

本学は、身につけた専門知識や技術をいかして社会に貢献できる人材を養成しています。

そのためには、学内の学びだけではなく、実際に地域の中で「体験活動」をとおして学ぶことが大切です。豊富な「体験活動」により意欲の向上や知識・技能の定着を図り、卒業後即戦力として地域で活躍することを目指します。

入学する皆さんには、滋賀文教短期大学の学生として、以下の能力や態度を身につけていることを期待しています。

- ① 〔使命感〕 将来、職業人として自身の責任を果たそうとする人
- ② 〔倫理観〕 社会生活で守るべき道理に基づいて行動できる人
- ③ 〔主体性〕 本学での学びや課外活動などに、意欲・関心をもって挑戦し続けようとする人

国文学科「教育目的」、「教育目標」、「3つのポリシー」、「学修成果」

**【教育目的】**

国文学科の教育課程で身につけた幅広い知識と教養をもって社会で自立できる人材を養成することを教育目的とする。

**【教育目標】**

- ① 確かな倫理観と使命感を規範に、様々な課題に対する解決に取り組むことができる主体性を身につける。
- ② 日本文学・文化及び日本語についての幅広い知識と教養を身につける。
- ③ 柔軟かつ適切な思考力・判断力と、それらを表現できる能力を身につける。
- ④ 課題を適切に捉え、課題解決に向けて着実に実践できる力を身につける。
- ⑤ 多様な人と良好な人間関係を構築し、課題に対して協働できる能力を身につける

**【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】**

**【主体性】【倫理観・使命感】**

《主体性及び倫理観・使命感に関する学修成果を身につけている。》

本学の学修で獲得した力（DP に定める力）をもって社会で自立するために、主体性は最も重要な力です。自ら挑戦し、成功や失敗の経験を繰り返すことで生涯成長し続けることができます。

また、主体的な行動の規範になるのは、人としての倫理観と、社会人としての使命感です。

＜学修成果（できるようになること）＞

- ① 自らの意思で考え行動することができる。
- ② 生涯にわたり、学び続ける姿勢を持つことができる。
- ③ 倫理観と社会で自立しようとする使命感を持つことができる。

**【専門性】【知識・技能】**

《専門性及び知識・技能に関する学修成果を身につけている。》

文学・文化・日本語の学修で身につく専門性や知識・技能によって、リテラシー（読み書き等の力）や教養（社会人として必要な広い知識や品位）を高められます。

リテラシーや教養は、情報を正確に理解し活用することを可能とし、この力によって、これから社会がどのように変化しようとも、課題の解決に努めることができます。

また、文学・文化・日本語を学修することは、古今多くの英知に触れることであり、それらの知識・技能が自身の世界を広げ、生涯成長していくことを助けてくれます。

＜学修成果（できるようになること）＞

- ① 文学・文化・日本語に関する基礎的な知識・技能を身につけることができる。
- ② 文学・文化・日本語に関する基礎的な知識・技能を社会生活に役立てることができる。

- ③ 読解を通じ、物事の本質や背景を理解しようとするができる。
- ④ 生涯にわたり、成長を可能とする幅広い教養を身につけることができる。
- ⑤ 情報を収集し、分析することができる。
- ⑥ ICTを初歩的に活用することができる。

#### 【思考力・判断力】【表現力】

《思考力・判断力及び表現力に関する学修成果を身につけている。》

文学・文化の鑑賞が人間や社会についての理解を深め、様々な教養を自身の思考や規範として形成することができます。それらを通して深められた思考力や判断力は、あらゆる社会生活において助けとなります。

また、自らの考えをはじめとする様々な事柄を言葉によって適切に表現し相手に伝える表現力は、本学での学修を着実にやり、社会生活を円滑に営むために欠かせない能力です。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 豊かな想像力と共感の力を身につけることができる。
- ② 状況に応じて適切な判断を行うことができる。
- ③ 自らの考えや意見を適切に表現することができる。

#### 【課題発見力】【課題解決力】

《課題発見力及び課題解決力に関する学修成果を身につけている。》

自己の責務や成長に対して常に向上心を持ち、課題や改善点を発見及び分析できる課題発見力と、その課題や改善点に対して、適切な解決策をもって着実に改善に取り組むことのできる課題解決力によって、生涯学び続け自立した社会人として成長していけることができます。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 自己の成長について向上・改善に努めることができる。
- ② 現状を分析し課題を明らかにしようとするができる。
- ③ 課題解決や改善に粘り強く取り組むことができる。

#### 【コミュニケーション力】【協働力】

《コミュニケーション力及び多様な人と協働する力に関する学修成果を身につけている。》

文学・文化・日本語の学修でリテラシー（読み書き等の力）や教養を高めることは、コミュニケーション力を養うことにつながります。言葉の意味や行間を解釈し、適切な言語で物事を伝えることで相互理解は深まり、多様な人と良好な関係を築くことができます。

また、それらのコミュニケーション力と、多様な人に働きかけチームとして成果を上げることのできる協働力によって、個人では解決できない課題に対しても立ち向かうことができます。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 適切な言葉を用いて多様な人とコミュニケーションを図ることができる。
- ② 多様な人と関わる中で共通の目的・目標や課題を見つけることができる。
- ③ 課題に対して多様な人々と協働することができる。

## 【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

### <編成の方針>

国文学科は、学生がディプロマ・ポリシーを達成し、学修成果を獲得できるよう、次のような教育課程を編成します。

- ① 学修や社会参画への主体性及び社会で自立しようとする使命感を向上させるための科目を設置し、必修とします。
- ② 倫理観を育むため、今日に至る日本人の考え方や文化を学ぶことのできる科目を設置します。
- ③ 建学の精神に基づく本学が目指す人材像の理解と、大学で学修するための基礎的な知識・技能及び態度を身に付けるため、1年次春学期に初年次教育科目を設置し、必修とします。
- ④ 専門的な知識・技能を身につけるため、専門科目を段階的・体系的に設置します。
- ⑤ 学問への探求活動と身につけた学修成果を総合的に活用するため、「ゼミ」を設置し、必修とします。
- ⑥ 職業人としての基礎的な力を身に付けるため、リテラシー能力や基礎的な ICT 技能を学ぶことのできる科目を設置します。
- ⑦ 職業人としてより専門的な力を身に付けるため、「図書館司書」「実践キャリア実務士」「認定絵本土」の資格取得に関する科目を設置します。

### <実施の方針>

国文学科は、学生がディプロマ・ポリシーを達成し、学修成果を獲得できるよう、次のように教育に取り組みます。

- ① 主体性と自己肯定感が高められるように指導します。
- ② 演習科目を中心に、体験的な学修を通した教育を行います。また、地域と連携し、実践的な学修機会の提供に努めます。
- ③ 学修を通し身につけた総合的な力を発揮させながら成長していく「基礎力プログラム」においては、国文学科の全専任教員が関わり合いながら、プログラム全体を検討し、指導します。
- ④ 「ゼミ」においては、複数の専任教員で分割担当し、教員や学生同士の学び合いによる主体的な学修を促進させます。
- ⑤ 授業の質の向上と学修支援のため、ICT を積極的に活用します。
- ⑥ 思考力・判断力を高めるため、論理的な思考をもって自らの成果を導き出せるように指導します。
- ⑦ 表現力を高めるため、学修成果をアウトプットする機会を積極的に設けます。
- ⑧ 課題発見力や課題解決力を高めるため、PDCA の学修サイクルに基づいた教育を実践します。
- ⑨ 特にコミュニケーション力や協働力を高めるため、グループワークや発表などの実践を取り入れながら指導します。

### <評価の方針>

アセスメント・プランに基づき、適正に評価します。詳しくは、アセスメント・プランを参照してください。

## 【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

### <受け入れの方針>

国文学科は、文学、文化、歴史などに興味がある人はもちろん、学びを通して社会人としての素養を身につけ、将来は幅広い分野で活躍したいと考える人に入学してほしい学科です。

国文学科では、単に文学だけを学ぶのではなく、文学の学びを通して身につけた力をもって、社会で自立できる人材になれることを目的としています。そのため、社会人として求められる幅広い力や、キャリア形成に役立つ力を養成するための教育課程が設定されています。

このようなことから、国文学科では以下の能力や態度を身につけている学生を受け入れます。

- ① 日本語、日本文学・文化、司書資格など国文学科での学びに対して意欲・関心を持っている人〔意欲・関心〕
- ② 日本語、日本文学・文化、司書資格など国文学科で学ぶための基礎学力を身につけている人〔知識・技能〕
- ③ 目標に向かって課題を明らかにし、改善に向け主体的に取り組む意欲を持っている人〔主体性・課題発見力〕
- ④ 自身の考えを客観的・論理的に表現する力を身につけたい人〔思考力・判断力・表現力〕

### <実施の方針>

国文学科では、次の力を多面的・総合的にはかることを重視した選抜方法を設定し、その方法と配点は募集要項等に示します。

これらの人材を広く求めるために、多様な入学試験を実施します。

- ① 滋賀文教短期大学の建学の精神を体現できる素養
- ② 国文学科の入学者受け入れの方針
- ③ 学力の三要素（(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

子ども学科「教育目的」、「教育目標」、「3つのポリシー」、「学修成果」

### 【教育目的】

幅広い知見と豊かな教養を備え、子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を修得し、向上心や探求心をもって保育・教育の分野に広く携わることのできる人材を養成することを教育目的とする。

### 【教育目標】

- ① 確かな倫理観と使命感を規範に、保育・教育の課題解決や自己の成長に取り組むことができる主体性を身につける。
- ② 保育・教育に関わる専門的な知識・技能を身につける。
- ③ 適切な保育・教育を行うための思考力・判断力と、それらを表現できる能力を身につける。

- ④ 保育・教育の課題を適切に捉え、課題解決に向けて着実に実践できる力を身につける。
- ⑤ 他者と良好な人間関係を構築し、課題に対して協働できる能力を身につける。

**【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】**

**【主体性】【倫理観・使命感】**

《主体性及び倫理観・使命感に関する学修成果を身につけている。》

本学の学修で獲得した力（DP に定める力）をもって社会に貢献するために、主体性は最も重要な力です。自ら挑戦し、成功や失敗の経験を繰り返すことで生涯成長し続けることができます。

また、主体的な行動の規範になるのは、人としての倫理観と、保育者・教育者としての使命感です。

＜学修成果（できるようになること）＞

- ① 自らの意思で考え行動することができる。
- ② 生涯にわたり、学び続ける姿勢を持つことができる。
- ③ 倫理観と保育者・教育者としての使命感を持つことができる。

**【専門性】【知識・技能】**

《専門性及び知識・技能に関する学修成果を身につけている。》

保育所保育指針、幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領に基づく専門的な知識・技能等の、学内外で修得する専門性をもって、子ども一人ひとりの可能性を引き出す保育・教育を実践することができます。

また、保育・教育に関わらず幅広い知識・技能は、人間的な成長や専門性を生涯高め続けるための基礎となります。

＜学修成果（できるようになること）＞

- ・保育士養成コース
  - ① 保育・教育に関する基礎的・基本的な知識・技能を理解することができる。
  - ② ピアノに関する基礎的・基本的な技能を理解することができる。
  - ③ 子どもの発達に関する基礎的・基本的な知識を理解することができる。
  - ④ 子どもや家庭に対する相談や援助の方法を理解することができる。
  - ⑤ ICTを初歩的に活用することができる。
  - ⑥ 社会の保育・教育に関するニーズや課題を理解することができる。”
- ・小学校教諭養成コース
  - ① 教育に関する基礎的・基本的な知識・技能を理解することができる。
  - ② 基礎的な指導力や授業方法を理解することができる。
  - ③ 子どもの発達に関する基礎的・基本的な知識を理解することができる。
  - ④ 子どもや家庭に対する相談や援助の方法を理解することができる。
  - ⑤ ICTを初歩的に活用することができる。
  - ⑥ 社会の教育に関するニーズや課題を理解することができる。

**【思考力・判断力】【表現力】**

《思考力・判断力及び表現力に関する学修成果を身につけている。》

課題に対して物事を多面的且つ論理的に考えることができる思考力と、適切な判断力によって、子どもにとって最良の保育・教育を実践することができます。

また、豊かな表現力によって、質の高い保育・教育の実践のみならず、子どもや保護者との良好なコミュニケーションを築くことができます。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 課題に対して、物事を多面的且つ論理的に考えることができる。
- ② 子どもの健康と安全に必要な行動を判断することができる。
- ③ 保育者・教育者として豊かに表現することができる。

#### **【課題発見力】【課題解決力】**

《課題発見力及び課題解決力に関する学修成果を身につけている。》

子ども一人ひとりの可能性を引き出す保育・教育を実践するためには、子ども自身に関する情報のみならず、家庭のニーズや子ども達を取り巻く様々な環境を知ることのできる課題発見力と、解決に向かって適切な手段を選択し粘り強く解決に取り組んでいく課題解決力が不可欠です。

また、保育・教育内容や自己の成長に対して常に向上心を持ち、課題や改善点を発見及び分析できる課題発見力と、その課題や改善点に対して、適切な解決策をもって着実に改善に取り組むことのできる課題解決力によって、質の高い保育・教育を実践とともに、自身も生涯学び続け成長することができます。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 自己の成長や保育・教育の学びについて向上・改善に努めることができる。
- ② 現状を分析し課題を明らかにしようとすることができる。
- ③ 課題解決や改善に粘り強く取り組むことができる。

#### **【コミュニケーション力】【協働力】**

《コミュニケーション力及び他者と協働する力に関する学修成果を身につけている。》

言語のみならず非言語を含めた「伝える力」、理解するためだけではなく共感から愛情を育む「聴く力」、相手を尊重する「多様性を受け入れる態度」等のコミュニケーション力によって、子どもや保護者との信頼関係を築くことができます。

また、それらのコミュニケーション力と、他者に働きかけチームとして成果を上げることのできる協働力によって、個人では解決できない課題に対しても立ち向かい、質の高い保育・教育を実践することができます。

<学修成果（できるようになること）>

- ① 社会人として相応しい言動をとることができる。
- ② 相互理解や共感に努めながら対話することができる。
- ③ 課題に対して多様な人々と協働することができる。

#### **【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】**

<編成の方針>

子ども学科は、学生が学位授与の方針を達成し、学修成果を獲得できるよう、次のような教育課程を編成します。

- ① 学修や社会参画への主体性及び保育・教育への使命感を向上させるための科目を設置し、必修とします。
- ② 建学の精神に基づく本学が目指す人材像の理解と、大学で学修するための基礎的な知識・技能や態度を身につけるため、1年次春学期に初年次教育科目を設置し、必修とします。
- ③ 保育及び幼児教育の専門的知識・技能を修得するための「保育士養成コース」、小学校教育の専門的知識・技能を修得するための「小学校教諭養成コース」に、各専門科目を段階的・体系的に設置します。
- ④ 職業人としての基礎的な力を身につけるため、リテラシー能力や基礎的な ICT 技能を学ぶことのできる科目を設置します。
- ⑤ 地域課題の理解と、課題解決を通じた学修成果の総合的な獲得のため、「基礎力プログラム」を設置し、必修とします。

#### <実施の方針>

子ども学科は、学生が学位授与の方針を達成し、学修成果を獲得できるよう、次のように教育に取り組みます。

- ① 主体性と自己肯定感が高められるように指導します。
- ② 学修成果を発揮する基礎となる適切な倫理観及び使命感を高められるように指導します。
- ③ 演習科目を中心に、体験的な学修を通じた教育を行います。また、地域と連携し、実践的な学修機会の提供に努めます。
- ④ 自然豊かな本学の環境を生かした教育に努めます。
- ⑤ 学修を通し身につけた総合的な力を発揮させながら成長していく「基礎力プログラム」においては、子ども学科の全専任教員が関わり合いながら、プログラム全体を検討し、指導します。
- ⑥ 音楽関係科目においては、知識・技能を着実に修得できるようにするため、複数の教員で指導します。
- ⑦ 授業の質の向上と学修支援のため、ICT を積極的に活用します。
- ⑧ 思考力・判断力を高めるため、保育・教育現場の事例に基づいた教育を実践します。
- ⑨ 表現力を高めるため、学修成果をアウトプットする機会を積極的に設けます。
- ⑩ 課題発見力や課題解決力を高めるため、PDCA の学修サイクルに基づいた教育を実践します。
- ⑪ コミュニケーション力や協働力を高めるため、グループワークや発表などの実践を取り入れながら指導します。
- ⑫ 学修成果の着実な獲得を支援するため、「基礎力プログラム」と音楽関連科目においては補習の時間を設置し、指導します。
- ⑬ 学修の質保証と社会的責任を果たすため、実習科目には履修基準を設けます。

#### <評価の方針>

アセスメント・プランに基づき、適正に評価します。詳しくは、アセスメント・プランを参照してください。

## 【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

### <受け入れの方針>

子ども学科は、保育・教育などに興味があり、将来は保育・教育の分野で活躍したいと考える人に入学してほしい学科です。

子ども学科では、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭という、保育・教育に関する専門職業人として社会に貢献するための専門的知識・技能を身につけることを目的としています。そのため、専門職業人として求められる力や、キャリア形成に役立つ力を養成するための教育課程が設定されています。

このようなことから、子ども学科では以下の能力や態度を身につけている学生を受け入れます。

- ① 子どもに対する愛情と、保育・教育の学びに対して意欲・関心を持っている人〔意欲・関心〕
- ② 保育・教育を学ぶための基礎学力（特に「国語」）を身につけている人〔知識・技能〕
- ③ 目標に向かって課題を明らかにし、改善に向け主体的に取り組む意欲を持っている人〔主体性・課題発見力〕
- ④ 実践的な学びや、学び合いの基になる基礎的なコミュニケーション力を身につけている人〔表現力〕

### <実施の方針>

子ども学科では、次の力を多面的・総合的にはかることを重視した選抜方法を設定し、その方法と配点は募集要項等に示します。

これらの人材を広く求めるために、多様な入学試験を実施します。

- ① 滋賀文教短期大学の建学の精神を体現できる素養
- ② 子ども学科の入学者受け入れの方針
- ③ 学力の三要素（(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）